

# 宿泊約款・利用規則

## 第1条 本約款の適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館は前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館へ申し出て頂きます。
  - (1) 宿泊者の氏名、住所、年齢、電話番号、性別、国籍及び職業
  - (2) 宿泊日、人数、到着予定時刻
  - (3) 出発日、人数、出発予定時刻
  - (4) その他、当施設が必要と認める事項(同伴するペットの情報など)
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
3. 18歳未満(高校生を含む)のみのご宿泊は、保護者同伴が無い限りお断り致します

## 第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約の申込時に、宿泊期間の宿泊料金を限度とする申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
2. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
3. 前項の申込金は、第5条に該当する場合には同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

## 第4条 宿泊契約締結の拒否

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 満室により客室の余裕がないとき。
2. 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為

をするおそれがあると認められるとき。

4. 宿泊しようとする者が、次の事項に該当すると認められるとき。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。

暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。

5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

6. 宿泊しようとする者が利用施設もしくは利用施設職員に対し暴力的要求行為、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

7. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

8. 他のお客様や近隣住民の迷惑となる行為と判断した場合。

## 第5条 宿泊者の契約解除

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。〔違約金〕

○宿泊日の2日～6日前に解除した場合、宿泊料金の30%

○宿泊日の前日に解除した場合、宿泊料金の50%

○宿泊日当日に解除した場合及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

3. 当施設は宿泊者が宿泊日当日の19時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過時刻）になっても連絡もなしに到着しないとき、その宿泊予約は取消されたものとみなして処理することがあります。

## 第6条 当館の契約解除

1. 当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次の事項に該当すると認められるとき。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客がほかの宿泊客等（当館スタッフ、近隣住民含む）に迷惑を及ぼす行為をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 第3条第1項の申込金の支払いを請求した場合において期限までにその支払がないとき。
- (8) 第2条第1項、2項及び第3項の事項と異なるとき。
- (9) 本約款及びこの約款に定める「利用規則」に従わないとき。
- (10) 当館に対して好ましくない行為があったとき、または行為を行うおそれがあると認められるとき。

2. 当館は前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

## 第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館受付において次の事項を登録して頂きます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、年齢、電話番号、性別、職業、
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号
- (3) 出発日、人数、出発予定時刻
- (4) その他、当施設が必要と認める事項(同伴するペットの情報など)

## 第8条 当館の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が館内および客室内に置き忘れている場合、当館の判断で、処分する、一定期間保管する、警察署に届けるなどの措置を行います。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当館の判断で、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。

## 第9条 利用規則の遵守

宿泊者は当館の「利用規則」に従っていただきます。

## 第10条 宿泊料金の支払い

1. 宿泊料金は別途定める金額とし、その支払いはクレジットカードまたは銀行振込により、申込時に行って頂きます。

2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第 1 1 条 当館の責任

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館受付において宿泊の登録を行ったときまたは客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトした時に終わります。
2. 宿泊客が当館の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当館はその責任を負いません。
3. 当館の責に帰すべき理由により、宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客にできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

## 第 1 2 条 駐車場の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

## 第 1 3 条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第 1 4 条 金銭その他貴重品

金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。滅失、紛失、毀損等の損害について、当館は一切責任を負いません。

## 第 1 5 条 本約款の変更

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

## 利用規則

ワズ・ステラ奥伊勢（以下、当館という）では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、宿泊約款 9 条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

## 適用範囲

1. 当館の全施設（宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当館内諸施設」といいます。）ご利用のご宿泊者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。
2. ペットに関する利用規則および同意書は別途作成し、飼い主さまの署名をいただきます。

## 禁止事項

1. 近隣の住宅が写った写真動画を SNS に挙げることは厳に禁止いたします。
2. 当館内諸施設はドッグランを含む全てのエリアを禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず所定の喫煙所をお願いいたします。宿泊施設内で禁煙が確認できた場合は、客室クリーニング代及び客室売り止めの損害賠償を請求させていただきます。
3. 当館内諸施設への下記の持込をお断りいたします。
  - (1) 犬以外のペット類
  - (2) 毒劇物、有害有毒化学剤、悪臭・噴煙を放つもの
  - (3) 銃砲刀剣類、賭博用具等犯罪組成物件、法令による所持禁止物件
  - (4) 火薬、揮発油など爆発、発火、引火しやすいもの
  - (5) 騒音を発するもの
  - (6) 臭気が強く残るもの
  - (7) その他、他の宿泊客やホテル従業員の安全性を脅かすと認められるもの
4. BBQ コンロ（プロパンガス）は、客室内で絶対に使用しないでください。

## 責任事項（お守り頂きたいこと）

1. ご来訪者と宿泊施設内でのご面会をご遠慮ください。
2. 客室キーはお客様責任にて管理をお願いします。
3. 現金・貴重品の保管は客室内設置のセーフティーボックスをご利用ください。
4. お忘れ物、拾得物の処置は、当館の判断で処分する、一定期間保管する、警察署に届けるなどの措置を行わせて頂きます。
5. 当館に門限や消灯はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。
6. 当館利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

## 情報に関すること

1. 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。
  - ① お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。
  - ② 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。
2. 当館ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、当館の任意のタイミングでお客様ご本人へ広告やお知らせを行うことができます。
3. 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当館の所有権が発生致します。無断で使用することを禁じます。
4. 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、その事前通知の義務はありません。

## その他の禁止事項

1. 当館内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
2. 当館内諸施設で他のお客様や近隣住民にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
3. 客室を当館の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
4. 当館内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当館の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
5. 当館内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動等を行うこと。
6. 館内で撮影された写真等を当館の許可なく営業上の目的で公にすること。
7. その他当館が不相当と判断する行為。